

奨学金返還助成金

県制度と合わせ最大5年、100万円を助成！
奨学金の返還を助成します！



**R6年度の申請は
R7.2月末まで！！**



対象要件

①秋田県奨学金返還助成金の交付決定を受けた者（下記のいずれか）

- 県助成「一般分」の交付決定者
- R4.4月以降に初めて県助成金（「一般分」または「未来創造分」）の認定を受け、県助成金の補助期間が終了したもの

②交付申請の時点において、次のいずれにも該当する者

- 市内に住所を有している者であること。
- 3年以上定住する意思を有している者であること。
- 市内において就労している者又は市内からの通勤が可能と判断される勤務地にて就労している者であること。

③市税を滞納していない者

助成内容

種類	対象者	補助額及び上限額 ※千円未満切り捨て	補助期間
助成加算分	県助成金一般分の交付決定を受けている者	対象経費の3分の1 限度額：6万7千円	県助成金の対象期間と同じ期間
助成期間延長分	R4.4月1日以降に県助成金「一般分」または「未来創造分」の助成認定を受けた者であって、県助成金の補助期間が終了した者	対象経費の10分の10 限度額：20万円	県助成金の対象期間終了から2年以内の期間

対象外の方

- (1) 国家公務員又は地方公務員として正規に雇用されている者。ただし、正職員の給料表の適用を受けない会計年度任用職員及び臨時的任用職員等を除く。
- (2) 独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に正規に雇用されている者
- (3) 勤務地の変更に伴い、住所地が変更され、本市に定住できないと認められる者

【申請・問い合わせ】

鹿角市総務部 政策企画課 鹿角ライフ促進班

TEL: 0186-30-0208

メール: k-life@city.kazuno.lg.jp

「奨学金返還助成の件」とお伝えください

令和6年度 鹿角市奨学金返還助成 確認チャート

日本学生支援機構奨学金、秋田県育英会奨学金、鹿角市奨学資金等の奨学金貸与を受けた

はい

「秋田県奨学金返還助成金」の交付決定を受けている/受けていた

いいえ

いいえ

はい

下記のいずれかに該当する

- 県助成「一般分」の交付決定を受けている方
- R4.4月以降に初めて県助成金（「一般分」または「未来創造分」）の認定を受け、県助成金の補助期間が終了した方

「対象要件」に該当する

- 市内に住所を有している。
- 3年以上定住する意思を有している。
- 市内において就労している者又は市内からの通勤が可能と判断される勤務地で就労している。

いいえ

はい

鹿角市税に滞納をしていない

いいえ

はい

下記の「対象外要件」に当てはまるものはない

- 公務員（国家・地方）として正規に雇用されている。
（正職員の給料表の適用を受けない会計年度任用職員及び臨時的任用職員等を除く）
- 独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に正規に雇用されている
- 勤務地の変更に伴い、住所地が変更され、本市に定住できないと認められる者

いいえ

はい

あなたは【対象者】の可能性ががあります

制度を利用するには、申請が必要です。申請については、市のHPに記載していますので、要件・提出書類について内容をよくご確認のうえ、お手続きください。

- 県助成「一般分」の交付決定を受けている方

助成加算分

- 県助成金の補助期間が終了した方

助成期間延長分

残念ですが
【対象外】です

申請期限：R7.2月末

申請に必要な書類	助成加算分	助成期間延長分
交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	○	○
住民票の写し（発行から1か月以内）	○	○
納税証明書（市税滞納税額のない証明用） ※コンビニ発行はできません。 ※必ず「市税滞納税額のない証明用」を取得ください。	○	○
秋田県奨学金返還助成金交付決定書の写し	○	—
奨学金当貸付機関が発行する奨学金等の貸与額・返還額等を証するもの	—	○
就労証明書（様式第2号）	—	○
個人情報提供同意書（様式第3号）	—	○